

「令和5年度(2023年度)山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対する 意見の募集結果について

山口県では、食品衛生法の規定により、「令和5年度(2023年度)山口県食品衛生監視指導計画」を作成しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、合わせて公表します。

1 公表する資料

- (1) 令和5年度(2023年度)山口県食品衛生監視指導計画(概要)
- (2) 令和5年度(2023年度)山口県食品衛生監視指導計画(全文)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和5年2月13日(月)～令和5年3月13日(月)
- (2) 意見の件数 1人 31件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「山口県内(下関市を除く。)」との記述があります。 なぜ下関市が除かれているのか、下関市は山口県管轄でないのか、明示が必要と考えます。 上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は食品衛生法第24条の規定に基づき、都道府県知事や保健所を設置する市(下関市)の市長等が定めなければならないとされているものです。 根拠法については、「第1 策定の趣旨」に記載しています。</p>
2	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「3 重点監視事項の設定」では、前年度の計画と当年度計画(案)で大幅に記述が変わっております。 変更理由明示願います。 上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>令和5年度については、新たにHACCP指導チームを編成するなど、HACCPに沿った衛生管理に関する監視・指導の強化を図ることとしているため、当該内容等を踏まえた記述としています。</p>

3	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】</p> <p>「3 重点監視事項の設定」の「(3) 食中毒予防対策の強化」から、前年度計画の「イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い増加した飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスは、店内での喫食と比較し、食中毒のリスクが高まることから、衛生管理の徹底を指導するとともに、県民への啓発を行います。」の一文が削除されております。</p> <p>削除理由を当年度計画(案)に明示願います。</p> <p>上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>持ち帰りや宅配等のサービスにおける衛生管理については、従前から「第4 監視指導の実施」の「1 監視指導を実施すべき事項(2) 共通監視事項 ア(イ)」に記載している一般的衛生管理事項として指導していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新たに当該サービスを開始する飲食店が増加したことを踏まえ、令和3年度から令和4年度計画まで重点監視事項に設定していました。</p> <p>増加傾向は落ち着きが見られることから、計画(案)の重点監視事項から削除していますが、従前のおり一般的衛生管理事項として引き続き指導を実施します。</p> <p>なお、県民への啓発については「第10 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施」の「3 県民への食の安全に係る情報提供」に記載のとおり、各種媒体を通じて実施します。</p>
4	<p>感染症対策に関わらず、「飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスは、店内での喫食と比較し、食中毒のリスクが高まることから、衛生管理の徹底を指導するとともに、県民への啓発を行います。」という施策は食品衛生監視指導として重要と思われます。</p> <p>記述追加願います。</p> <p>上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	
5	<p>【第3 監視指導の実施体制等】</p> <p>「(5) HACCP指導チーム*における主たる業務」が前年度の計画から追加されております。</p> <p>当該チームは当年度設立なのでしょうか。</p> <p>そうで無いならば、今まで記述がなかった理由、当年度計画(案)に記述追加の理由明示願います。</p> <p>上記内容追記の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>HACCP指導チームは、令和5年度から新たに編成するものです。</p>

6	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「2 施設への立入検査に関する事項」の「(2) 標準監視回数の設定」で「ランク分類(施設) 標準監視回数」の監視回数が変更されております。</p> <p><前年度> → <当年度></p> <p>Aランク監視業種(施設) 3回/年 → 2回/年</p> <p>Bランク監視業種(施設) 2回/年 → 1回/年</p> <p>Cランク監視業種(施設) 1回/年 → 1回/2年</p> <p>Dランク監視業種(施設) 1回/2年 → 1回/3年</p> <p>Eランク監視業種(施設) 1回/2～5年 → 1回/6年</p> <p>「ランク別の標準監視回数の対象業種は、別表2に示すとおりです。」とありますが、別表2を比較しても回数を変更する様な内容変更見当たりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視回数は現状維持願います。 ・監視回数を変更するのであれば、変更理由を当計画(案)に明示願います。 ・監視回数を変更するのであれば、変更理由を明示の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。 	<p>「第4 監視指導の実施」の「2 施設への立入検査に関する事項 (3) ア」に記載のとおり、令和5年度からHACCP指導チームによる実践的できめ細かい指導・助言を行うことを踏まえ、標準監視回数を設定しています。</p>
7	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「ランク別の標準監視回数の対象業種は、別表2に示すとおりです。」としております別表2は一部修正が見られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表内容を変更するのであれば、変更理由を当計画(案)に明示願います。 ・別表内容を変更するのであれば、変更理由を明示の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。 	<p>食品衛生法の改正に伴う業種の統合等を踏まえ、対象業種を追記・削除等しています。</p> <p>各ランクにおける標準監視回数の変更については、意見番号6の回答のとおりです。</p>

8	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「2 施設への立入検査に関する事項」の「(3) 監視回数の留意事項等」で、前年度計画に対して「ア 令和5年度(2023年度)は、重要度が高く、衛生管理が複雑な施設(Aランク監視業種(施設)及びBランク監視業種(施設)の一部)のうち150施設について、HACCP*指導チームにより、実践的できめ細かい指導・助言を行います。」が追加されております。</p> <p>追加理由を当計画(案)に明示願います。</p> <p>上記理由を明示の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>令和5年度から新たにHACCP指導チームを編成するため、当該チームが実施する監視の留意事項について記載しています。</p>
9	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>ふぐについては、「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」の「フグを取り扱う施設」についての記述のみで「免許」についての記述がありませんが、「フグを取り扱う施設」＝「ふぐ取り扱い免許保持者勤務施設」と認識しております。</p> <p>ふぐに関する免許は都道府県ごとの取り扱い、この状況を見直す動きがある、と聞いております。</p> <p>法改正に対しては県として適正に意見を明示願います。</p>	<p>法改正に伴い、ふぐを処理する営業者には、この処理に係る知識・技術を有すると都道府県知事等が認める者にふぐの処理をさせることが義務付けられ、また、国の示す認定基準により知事等が認めた者を相互に受け入れるよう通知がされました。</p> <p>このため、他の都道府県知事等がふぐの処理に必要な知識・技術を有すると認めた者も受け入れることができるよう、条例を改正しました。</p>
10	<p>【第4 監視指導の実施、第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</p> <p>「野生鳥獣肉」の記述がありますが、今後野生鳥獣肉の取り扱いが拡大する可能性があります。</p> <p>食品衛生監視指導の適切な施策の実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも関係者へのガイドラインの普及・定着と適切な食品衛生監視指導に努めてまいります。</p>

11	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「(2) 食品中の残留農薬等実態調査」で、2022年度計画にありました「また、輸入加工食品については、高濃度の残留農薬の検査を実施します。」の記述が消えております。</p> <p>削除理由を当計画(案)に明示願います。</p> <p>上記理由を明示の「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>輸入加工食品については、従前から国が検疫所において検査を実施していましたが、輸入食品による事件等が発生したことを踏まえ、平成15年度から県でも検査を実施していました。</p> <p>平成15年度以降、県の検査において1度も違反が確認されていないことから、令和5年度は県において検査を実施しないこととしました。</p>
12	<p>別表4 令和5年度(2023年度)食品の収去検査の環境保健センター検査分子定数から「輸入加工食品の残留農薬検査」が消えていることについては前述。</p>	
13	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「(1) 畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査」について、「畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤の残留実態検査を実施します。」との記述があります。実態検査対象の拡大拡充を宜しく御願致します。</p> <p><例(あくまで例)></p> <p>水産食品(調理加工前)内のマイクロプラスチック</p>	<p>御意見につきましては、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>

14	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の(4)食品中のアレルギー検査について、対象は「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかにの検査」つまり「表示の義務があるもの特定原材料7品目」となっておりますが、「表示が推奨されているもの特定原材料に準ずるもの20品目」も本来検査を実施すべきと考えます。</p> <p>上記「20品目」の検査をしないならば、その理由を「計画(案)」に明示すべきと考えます。</p> <p>上記内容追記の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>アレルギーの検査については、国から公定法(検査方法)が示されている「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかに」の7品目を対象に行うこととしています。(表示の義務について令和7年3月31日まで経過措置期間が設定されている「くるみ」を除く。)</p> <p>また、この検査は、適正表示がなされているかどうかを、食品検査の面からチェックしていくものですので、義務表示品目を対象とすることに意味があると考えています。</p>
15	<p>「別表3 令和5年度(2023年度)食品の収去検査保健所検査分予定数」の表記がありますが、「令和4年度(2022年度)食品の収去検査保健所検査分予定数」と比較して予定検体数が極端に減少しております合計で2675→1100「アレルギー小麦、そば、卵、乳、落花生のスクリーニング検査」では40→20 予定検体数は現状維持願います、予定検体数削減の場合は、その理由を「計画(案)」に明示すべきと考えます。</p> <p>上記内容追記の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理の徹底は、従来の最終製品の収去検査よりも不適正食品の流通防止に効果的であると厚生労働省が評価していることを踏まえ、計画(案)では収去予定検体数を全国平均と同水準としています。</p> <p>一方、令和5年度から新たに編成するHACCP指導チームによるHACCPに沿った衛生管理の徹底に係る監視・指導を強化することとしています。</p>
16	<p>【第6 違反を発見した場合の対応】</p> <p>「3 違反の公表 違反のうち、県民に健康被害が発生し、又は発生するおそれがあり、県民に注意を促す必要があると判断される場合は、原則として公表します。」とありますが、違反案件は全て公表願います。</p> <p>上記内容に修正の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>食品衛生法第69条において、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとされています。</p> <p>公表する案件については、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、個別に判断します。</p>

17	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」の記述があります。県ホームページに「山口県食の安心モニター」の募集について」の掲載がありました。が、「所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。」との事でした。 県のモニター募集であるなら、県主導で実施すべきと考えます。</p>	<p>今後とも食の安心モニター制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
18	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安全モニター」の募集方法が「持参もしくは郵送」に限っているのはなぜなのでしょう。 県民の意見募集もメールも可能な中、「持参もしくは郵送」での募集は不適切と感じます。</p>	
19	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願ひ致します。 (昨年度も同様の意見を当意見募集にお送りしましたが、特に修正なく本年度も「食の安全モニター」募集が実施されております。)</p>	<p>県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル（083-933-3000）」や「食の安心相談室」（県庁内）、食の安心相談員（保健所）を設置しています。</p>
20	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 前述「モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体との連携を密にされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>今後とも食の安心モニター制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>

21	<p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものとなっております。</p> <p>そうであれば、次年度指導計画（案）には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去数年の関係会議開催状況 ・過去数年の指導・検査等実績 ・昨年度の指導計画との相違点とその理由、昨年度と同じならば同じとした理由を「計画（案）」に明示が必要と考えます。 <p>前述内容明示の「計画（案）」で意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>前述内容明示の「計画（案）」作成、再度意見募集を実施すべきと考えます。</p> <p>そうしないならば、理由を「計画（案）」に明示願います。</p>	<p>過去の指導・検査の実績等については、監視指導計画の実施状況として県ホームページに掲載しています。</p> <p>意見募集に関する御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>当「指導計画（案）」に沿って具体的な行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願い致します。</p>	<p>食品等事業者に対する監視指導については、本計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的に実施します。結果については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p>
23	<p>ここまでの意見のほとんど、昨年「計画（案）」の意見募集で指摘しました内容ですが、本年計画（案）に殆ど反映されていないと感じます。</p> <p>意見募集後の「主権者である県民の意見」の取り扱い状況を、「意見募集への回答」としてではなく当「計画（案）」に明示すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>

【表記の方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>年代表記が元号のみと思われます。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>出典元の表記をそのまま使用した箇所を除き、和暦・西暦を併記する表記方法としています。</p>
2	<p>語句に「*」印を付けて、目次に「*」の意味表記の上での巻末用語解説の掲載は有難いです。 解説実施語句と説明内容の再確認を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、「*」印及び用語解説について再確認を実施しました。</p>

【パブリック・コメント等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>当案件、本文は11頁ほど+別図+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為には本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

<p>2</p>	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p> <p>(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われま</p> <p>す。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月26日の山口新聞及び中国新聞、2月28日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
----------	--	---

3	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月26日の山口新聞及び中国新聞、2月28日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
4	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
5	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し作成しています。</p>
6	<p>「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	